

## 社会医療法人帰巖会みえ病院疑義照会等事前同意プロトコル

社会医療法人帰巖会みえ病院 薬剤科

### <原則>

1. 社会医療法人帰巖会みえ病院（以下、当院）所属医師が、「社会医療法人帰巖会みえ病院疑義照会等事前同意プロトコル」（以下、本プロトコル）に同意している場合に、当該医師発行処方箋において本プロトコル合意薬局所属薬剤師は、本プロトコルの処方変更等を行うことができる。なお、本プロトコルの運用に同意しない場合には、当院医師は院外処方箋の所定の位置に「レ」又は「×」を記載し、署名する。
2. 「本プロトコル」よりも「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成24年3月5日 保医発0305第12号）」（以下、「後発医薬品への変更調剤」）のルール（疑義解釈を含む）が優先される。
  - ① 銘柄名で処方された医薬品は、「変更不可」欄に「✓」または「×」の記載があり、かつ、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合処方薬を他の医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）には変更できない。
  - ② ただし、「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されていない場合でも処方薬の近傍に「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載等がある場合には、その指示に従わなければならない。
3. 「本プロトコル」よりも「残薬調整に関する処方箋の指示」（疑義解釈を含む）が優先される。
  - ① 処方箋の備考欄の保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応  
（特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。）  
保険医療機関へ疑義照会した上で調剤                      保険医療機関へ情報提供  
「レ」又は「×」が記載されている場合は、その指示に従わなければならない。
  - ② 処方箋において、残薬分を差し引いた減数調剤（薬剤服用歴の記録又は調剤録及び残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務をいう。）を行った後に、残薬に係る状況を情報提供することで差し支えない旨の指示がある場合には、その指示に従わなければならない。
4. 本プロトコルの処方変更は、各医薬品の効能効果及び用法用量（成分量）、分量（療担規則の投与制限等を含む）を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態、服薬状況、患者の体質等も考慮すること（原則「後発医薬品への変更調剤」のルールに準ずる）。
5. 患者及び家族等の直接看護にあたるもの（以下、患者等）に十分な説明（服用方法、使用感、負担金等）を行い、同意を得なければ変更はできない。

6. 注射剤（残薬による減数調剤を除く）、麻薬は本プロトコル対象外である。
7. 本プロトコルによる処方変更等を行った場合は、毎回当院薬剤部への報告が必要である（疑義照会等事前同意プロトコルに基づく変更等報告書）。
8. 本プロトコルの対象かどうかの判断ができない場合は、医師へ直接問い合わせること。

## 1. 各種問い合わせ窓口、受付時間

- ① 処方内容等に関すること（診療、調剤に関する疑義・質疑など）

受付時間：午前9時から午後5時（平日、土曜日）

電話番号：0974-22-2222（代表） 医事課

- ② 保険者番号等に関すること（保険者番号、公費負担など）

受付時間：午前9時から午後5時（平日、土曜日）

電話番号：0974-22-2222（代表） 医事課

- ③ 本プロトコル（新規合意に関することを含む）に関すること

受付時間：午前9時から午後5時（平日）

電話番号：0974-22-6672（⇒内線入力ガイダンスで「201」を入力） 薬剤科

## 2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、「変更後の処方箋」及び変更内容を記載した「疑義照会等事前同意プロトコルに基づく変更等報告書」をFAXにて連絡してください（FAX：0974-22-0222）。可能な限り、オーダーリングシステム内の処方を修正し、次回からの処方に反映させます。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発医薬品の変更報告書の連絡は不要です。  
※処方箋が複数枚にわたる場合は、変更があったページのみをFAXしてください。

## 3. 問い合わせの不要例

### ① 同一製剤の銘柄変更

例) アムロジン錠 2.5 mg → ノルバスク錠 2.5 mg

アクトネル錠 17.5 mg → ベネット錠 17.5 mg

グラクティブ錠 50 mg → ジャヌビア錠 50 mg

※後発品から先発品への変更は原則プロトコルの対象外とする。

ただし、出荷制限等による入手困難な場合に限り後発品から先発品の変更を可とする。

※後発品同様に先発品間でも変更可とする（ただし、薬剤料が同じか低くなる場合に限る）。

※漢方薬のメーカー変更も含む（メーカーにより用法用量が異なる場合は添付文書記載の用法用量および頓用での変更は可）。

例) ツマノ芍薬甘草湯 2.5 g 3包 1日3回毎食前 → クラシ芍薬甘草湯 3 g 2包 1日2回朝夕食前  
クラシ芍薬甘草湯 3 g 1包 足のつるとき → ツマノ芍薬甘草湯 2.5 g 1包 足のつるとき

② 同一薬剤の規格変更 (内服のみ)

例) フロセミド錠 20 mg 0.5錠分1 → フロセミド錠 10 mg 1錠分1  
フェブリク錠 10 mg 2錠分1 → フェブリク錠 20 mg 1錠分1  
カロナール細粒 50% 1g → カロナール細粒 20% 2.5 g

※規格により適応が異なる場合は対象外とする。

※変更にあたっては患者等に十分説明後、変更する。

※製剤量、服用錠数、薬剤料が増える場合であっても患者の同意があれば変更可とする。

③ 内服薬の剤形変更

例) イグザレルト OD錠 15 mg → イグザレルト錠 15 mg  
アルファカルシドールカプセル 0.5 μg → アルファカルシドール錠 0.5 μg  
カロナール錠 200 mg 粉砕 → カロナール細粒 20% (200 mg/g)

※患者の同意があれば同一成分量において粉砕の指示がなくても変更可とする。

※抗がん剤、外用剤 (軟膏→クリーム、インスリンや吸入薬等のデバイス変更)、徐放剤 (その逆も含む) は対象外とする。供給不安定な薬剤に限っては徐放剤から変更可とする。

※剤形変更不可の指示がある場合は対象外とする。

④ パップ剤⇔テープ剤の変更

例) ロキソニンパップ 100 mg → ロキソニンテープ 100 mg

※患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤において、成分が同じものに限る。

※枚数に関しても原則同じとする。

⑤ 複数包装規格を持つ医薬品の包装規格変更

例) ヒルドイドクリーム 100g 1瓶 → ヒルドイドクリーム 25g 4本

※合計処方量が同じ場合は、包装規格を変更可とする (薬剤料が同じまたは低い場合に  
限る)。

※味 (エンシュア等) の変更は患者の同意があれば変更可とする。

#### ⑥ 外用剤の用法追記

例) モーラステープ 20mg 35枚 1日1回貼付 → 1日1回 1枚貼付 腰

リンデロン-VG 軟膏 0.12% 塗布 → 1日1~数回 塗布 腕

※部位(具体的に)、1日の枚数、回数は患者確認後に追記する。

※医師の口頭指示がある場合の用法の追記も含む(添付文書に従った用法指示であること)。

#### ⑦ 単剤から配合剤への変更

例) 従来処方 エクメット配合錠 LD 1錠

今回処方 エクア錠 50 mg 1錠

メトグルコ錠 250 mg 1錠

→ エクメット配合錠 LD 1錠に変更可

※服薬歴がある内服薬の配合剤が、単剤の組み合わせ(同一成分および同一含量)に変更されたと判断でき、患者等が希望した場合に限る。

※薬局の薬歴簿又はお薬手帳に基づき、みえ病院において変更されたことが明らかな場合に限る。

※合剤から単剤への変更は対象外とする。

#### ⑧ 内服薬の半割や粉碎等

例) 粉碎指示なし → 嚥下困難があり粉碎しなければ服用が難しいので粉碎する。

粉碎指示あり → 粉碎しなくても服用可能なので粉碎せずに調剤。

※抗がん剤は除く。

※嚥下困難の場合に、粉碎指示を外すことは対象外とする。

#### ⑨ 内服薬の一包化指示の追加、変更

例) バイアスピリン錠 100 mg → バイアスピリン錠 100 mg (一包化)

ランソプラゾール OD 錠 15 mg → ランソプラゾール OD 錠 15 mg (一包化)

例) バイアスピリン錠 100 mg (一包化) → バイアスピリン錠 100 mg (一包化)

ブロチゾラム錠 0.25 mg (一包化) → ブロチゾラム錠 0.25 mg (ヒート)

※患者の希望や明らかな一包化指示の不備があると判断される場合は省略可とする(一包化可能な薬剤に限る)。

⑩ 残薬による減数調剤

例) アルダクトン A 錠 25 mg 28 日分 → 25 日分 (3 日分残薬があるため)

※投与日数、総投与数が増える場合は対象外とする。

※投与日数、総投与量が 0 になる場合は疑義照会を行う。

※前回処方から継続されている薬剤に限る。

⑪ 週 1、月 1 製剤の処方日数調整

例) 他処方が 14 日分のとき

アレンドロン酸錠 35 mg 14 日分 → 2 日分

※連日投与の処方薬が間違っていると思われる場合は対象外とする。

⑫ 隔日投与等製剤の処方日数調整

例) 他処方が 30 日分のとき

バクタミン配合錠 (隔日) 30 日分 → 15 日分

※連日投与の処方薬が間違っていると思われる場合は対象外とする。

⑬ 漢方の食後投与及び単位の適正化

例) ツマ抑肝散 2.5g 3 包分 3 毎食後

※初回処方時は、処方医へ疑義照会を行う。2 回目から本プロトコル適用とする。

例) ツマ芍薬甘草湯 1 包 (2.5g) 適宜

※患者から「足がつるとき」などの話が伺えた場合は、適宜についての疑義紹介は不要とする (新規でも)。

⑭ 外用薬の 1 日量処方

例) ビソノテープ 4 mg 1 枚 1 日 1 回 7 日分

※入院患者において小分け調剤可能な外用薬は 1 日量処方を行っている。

外用薬で〇日分の記載があれば 1 日量処方とみなす。

上記①～⑭は組み合わせて利用可能。

第 1 版 令和 5 年 6 月 19 日